

グローバル化の中の大学教育

京都大学・学術情報メディアセンター

喜多 一

1. 知識社会における高等教育の国際化

1. 1 高等教育のグローバル化

知的活動に従事する人的リソースをより必要とする知識社会の到来とともに大学などの高等教育機関の役割は大きくなり、規模の拡大と教育内容、学習者の多様化が進展している。また情報通信技術、とりわけインターネットの利用が教育サービスの提供方法を大きく変えつつあり、いわゆる **e-Learning** により、双方向性を確保しつつ、遠隔地に居る学習者に教育を提供することが可能となっている。

教育は単に現代社会に参画する人材を育てるのみならず、国家にとって国民としてのアイデンティティを確立し、自国文化を保護する観点からも重要である。初中等教育段階では、このような性格が優位に立つ。しかしながら、高等教育段階ではその内容の高度化・専門性の深化に伴って国家としての位置づけも変化する。すなわち、国民のアイデンティティ形成や文化保護よりは、経済発展・産業振興などのための留学生の派遣・受け入れも含めた高度人材の育成の意味が強くなる。

世界的に見れば新興国を中心に自国の発展のために輸入してでも高等教育を推進したい国々があり、一方で高等教育での先進性から提供者としての優位を持ち、自国市場の成熟もあいまって高等教育を輸出したい先進国がある。このような背景の中で高等教育のグローバル化、国際市場化が進んでいる。さらに **e-Learning** のような情報通信技術の利用が国境を越えた高等教育の展開を可能にし、グローバル化に拍車をかけている。また、学習者、卒業者を雇用する企業にとっても、企業活動等が国際化し、労働力をグローバルに求める動きも急速になっていることが高等教育のグローバル化につながっていると考えられる。

1. 2 高等教育のサービス業としての特性

教育を産業として見たとき、そこではサービスの享受者である学習者がかなりの時間を投じ、主体的な学習活動を行って初めて学習成果という利益を得られるという特性がある。これは内容が単純で取引の単発性の高い通常のサービス産業とは大きく異なる性格である。しかも高等教育段階での学習目標・成果は専門分化し多様で複雑である。また、高等教育段階での学習成果は当該国の種々の専門職資格と連動するなど国別の制度とも深く関連するが、専門職が適切な教育・訓練を受けて能力を身につけていることは、その職務の重要性から社会にとって必須である。

しかしながら、高等教育のグローバル化は、他国の教育サービスが自国の学習者や社会に

つって適切なものかどうかという問題を惹起する。端的な例で言えば、ディグリーミルとかディプロマミルと呼ばれる実質を伴わない学位を発給する機関が存在したり、そのような機関に適格認定を与えるアクレディテーションミルが存在したりする。あるいはある国の大学が他国で大学という名称で提供している教育サービスが制度上、どちらの国の学校教育でも位置づけられないということもあり、これらの問題状況から学習者を保護する必要が出てくるのである。

したがってグローバル化の中で、このような高等教育の産業として持つ特性に配慮した枠組みが求められている。

2. 高等教育のグローバル化の枠組み

2. 1. 学位制度の標準化

高等教育の国際市場化を支える枠組みの形成として大きく2つの動きがある。

その一つは、大学教育プログラムのモジュールとしての標準化である。すなわち、学士、修士、博士などの学位プログラムの標準化や科目ごとの単位の互換制度である。このような標準化により、学位プログラムや科目を学習者が国境を越えて自由に選択できるようになる。

このような標準化が急速に進んでいるのが欧州である。欧州では ECTS と呼ばれる単位互換制度が設けられ、その後、展開されているボローニャプロセスでは、従来、国によってまちまちだった欧州の各国の学位制度の学士・修士・博士といった米国型への標準化を進めている。これにより、欧州域内での高等教育サービスを自由に選択し、組み合わせる学ぶことが可能になっている。

2. 2. 教育プログラムの質保証

標準化された教育プログラムの国際通用性を保障するためには、そこで提供される教育が実質的に同等であること保証することが求められる。例えば大学院への入学要件として、学士号の取得あるいはそれと同等の能力を要求するとすれば、受け入れる大学院は他国の大学の卒業生がその要件を満たすかどうか判断することが求められる。学士プログラムの側から言えば、その学士プログラムを修了した学生が他国を含めて修士プログラムの入学要件を満たすことを主張できなければならない。

しかしながら、多様な言語と内容で提供されている各国の教育プログラムを直接、国際的に審査することは難しい。現在、採られている考え方は各国がそれぞれ大学教育の質保証制度を実施することと国際的には相互に各国の質保証制度を認めあうというスキームである。ユネスコ/OECDの示した「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン」では高等教育の国際的な質保証のために各国政府のほか、高等教育団体、学生団体、教員団体、質保証・適格認定機関、学位・学修認証機関、その他職能団体のネットワークが果たすべき役割に言及しているが、基本的には上記のように各国が高等教育の

質保証制度を整備し、質保証機関の国際ネットワークを形成しつつ、質保証された高等教育プログラムを相互に認め合うことを求めている。(図1)

日本では大学の認証評価制度が法制化され、大学評価・学位授与機構や大学基準協会などが文部科学省に評価機関として認証され大学の評価を担当している。そしてこれらの認証評価機関の国際ネットワークが構築されてきており、世界組織のINQA/AHE(高等教育の質保証機関の国際的ネットワーク)やアジア太平洋地域のAPQNなどが設立されている。また技術者教育プログラムの適格認定を行うJABEEは米国の同様の機関ABETに範を得て設立されたが、同様の機関のネットワークであるWashington Accordに加盟することで、技術者教育の国際通用性を確保しようとしている。

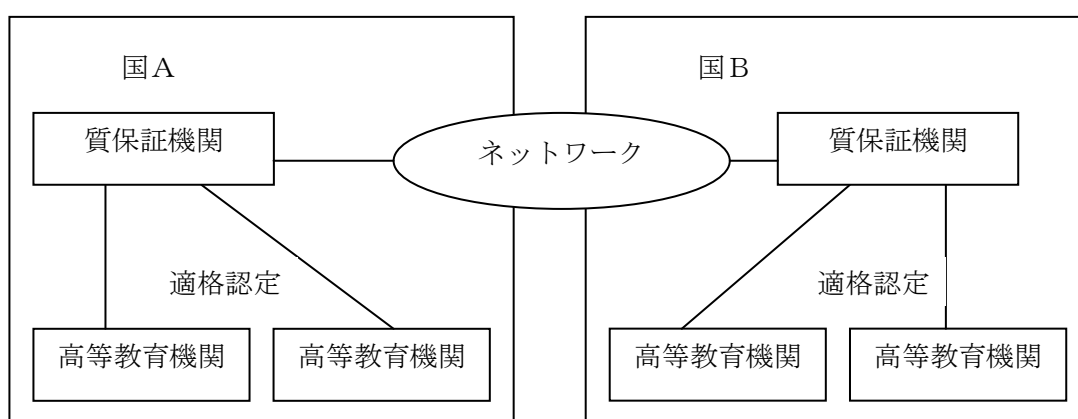


図1. 高等教育の国際的質保証の枠組み

3. グローバル化の中での大学教育の課題

このように大学教育のグローバル化は、産業としての教育の性格から、かなり手間のかかる制度を求めている。さらに教育の質の保証という意味からは「教育機関が何を教え(ように)たか」から「学習者が何を身につけたか」を問うアウトカム評価を志向する動きもある。アウトカム評価はそれ自身が難しい課題であるが、さらに多様化と規模拡大、グローバル化の中で高等教育の質保証を求めるとすれば相当な困難が予想される。

また上記のような複雑な枠組みは教育というサービスの特性から生じているが高等教育関係者のみならず、学習者、卒業生の雇用者を始め社会全体が理解できるのかという問題がある。

さらに、グローバル化は高等教育サービスの提供者や評価機関などの間の競争をもたらす。ディグリーミルのような明らかに不適切な教育機関から学習者を保護すべきことは言うまでもないが、教育のように成果の計測の難しいサービスにおいて、競争的状况の中で提供側のコストダウン圧力や学習者側のより安易に学べる教育プログラムの選択を通じて教育の質の保証が阻害されることも考えられる。

また、元来、規模の大きい北米に加え、ボローニャプロセスの中で欧州が統合的になって

きている。急速な経済発展から高等教育へのニーズが高まる一方で、政治体制、言語、文化、宗教、経済力などが多様なアジア地域の高等教育の将来をどう考えるかも重要な課題である。

参考文献

- 木戸裕：ヨーロッパの高等教育改革—ボローニャ・プロセスを中心として—、レファレンス 2005.11 pp. 74-98
- 木戸裕：ヨーロッパ高等教育の課題—ボローニャ・プロセスの進展状況を中心として—、レファレンス 2008.5 pp. 5-27
- OECD 教育研究革新センター、世界銀行（編）、斉藤里美（監訳）：国境を越える高等教育、教育の国際化と質保証ガイドライン、明石書店（2008）